

## 各種期限延長について

### ★ 教習期限について

休校中の日数分(4月26日～5月17日までの22日間)延長される

### ★ 卒業証明書・修了証明書の有効期限について

有効期限末日までに、運転免許センター等に申請をすることにより  
緊急事態期間分延長(4月8日～5月25日までの48日間を加えた日まで)

### ★ 仮運転免許証の有効期限について

有効期限末日までに、運転免許センター等に申請をすることにより  
緊急事態期間分延長(4月8日～5月25日までの48日間を加えた日まで)

### ★ 運転免許証の更新について

免許の更新を控えている方で、有効期限の末日が7月31日までの方は、  
運転免許センター・安全運転学校各分校および各警察署交通課窓口にて  
手続きをすることにより、免許証に記載されている末日から3ヶ月  
期限が延長となる(代理人による申請、郵送での申請も可能)

詳細は、下記沖縄県運転免許センターのホームページをご確認下さい

[http://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2020042000019/?doc\\_id=3172](http://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2020042000019/?doc_id=3172)